

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年8月7日掲載)

No.63	2008年の「改正介護保険法」の概要を述べよ。																		
解答	<p>(1) 法改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来介護保険法では、「連座制」(一つの事業所が指定取り消し処分を受けると、その事業者が運営する事業所の新規指定や更新が自動的に5年間認められなくなる)を設けていたが、不正行為を指示した事業者を監督する規定がなく、都道府県が指定を行った事業所を監督するだけでは不正を防ぐことが難しい状況にあった。当時、訪問介護最大手であったコムスは、連座制逃れのため、都道府県の監査中に事業所を廃止し、処分後も親会社が、コムスの事業を別の子会社に譲渡することを企てた。 <p>(2) 法改正の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務づけ、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などの改正である。 <p>(3) 法改正のポイント</p> <table border="1" data-bbox="363 1227 1347 1980"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1227 491 1272">区分</th> <th data-bbox="499 1227 707 1272">従来の問題点</th> <th data-bbox="715 1227 898 1272">改正の項目</th> <th data-bbox="906 1227 1347 1272">ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1283 491 1462">【1】業務中の管理体制</td> <td data-bbox="499 1283 707 1462">●事業者の法令遵守が不十分</td> <td data-bbox="715 1283 898 1462">業務管理の体制整備</td> <td data-bbox="906 1283 1347 1462">①新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務づけ ②事業者の規模に応じた義務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1473 491 1753">【2】監査指導時</td> <td data-bbox="499 1473 707 1753">●事業者の本部への検査権限がない →不正行為への組織的な関与が確認できない</td> <td data-bbox="715 1473 898 1753">本部への立入検査等</td> <td data-bbox="906 1473 1347 1753">①不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ②業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1765 491 1980">【3】監査中の事業廃止等</td> <td data-bbox="499 1765 707 1980">●不正事業者による処分逃れ →監査中の廃止届により処分ができない</td> <td data-bbox="715 1765 898 1980">処分逃れ対策</td> <td data-bbox="906 1765 1347 1980">①事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制に変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加 ②指定取消を受けた事業者が密接な関</td> </tr> </tbody> </table>			区分	従来の問題点	改正の項目	ポイント	【1】業務中の管理体制	●事業者の法令遵守が不十分	業務管理の体制整備	①新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務づけ ②事業者の規模に応じた義務	【2】監査指導時	●事業者の本部への検査権限がない →不正行為への組織的な関与が確認できない	本部への立入検査等	①不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ②業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設	【3】監査中の事業廃止等	●不正事業者による処分逃れ →監査中の廃止届により処分ができない	処分逃れ対策	①事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制に変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加 ②指定取消を受けた事業者が密接な関
区分	従来の問題点	改正の項目	ポイント																
【1】業務中の管理体制	●事業者の法令遵守が不十分	業務管理の体制整備	①新たに事業者単位の規制として法令遵守の義務の履行が確保されるよう、業務管理体制の整備を義務づけ ②事業者の規模に応じた義務																
【2】監査指導時	●事業者の本部への検査権限がない →不正行為への組織的な関与が確認できない	本部への立入検査等	①不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、国、都道府県、市町村の事業者の本部への立入検査権を創設 ②業務管理体制に問題がある場合は、国、都道府県、市町村による事業者に対する是正勧告・命令権を創設																
【3】監査中の事業廃止等	●不正事業者による処分逃れ →監査中の廃止届により処分ができない	処分逃れ対策	①事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制に変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加 ②指定取消を受けた事業者が密接な関																

		→同一法人グループへの譲渡に制限がない		係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加
【4】指定・更新時	●「一律」連座制の問題 →組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座 →自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限	指定・更新の欠格事由の見直し		①いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為への組織的な関与の有無を確認し、自治体が指定・更新の可否を判断し、 ②広域的な事業者の場合は、国、都道府県、市町村が十分な情報共有と緊密な連携の下に対応
【5】廃止時のサービス確保	●事業廃止時のサービス確保対策が不十分	サービス確保対策の充実		①事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化 ②事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加 ③行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する支援を行う
施行期日：公布の日から1年以内の政令で定める日				

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.